

# 公認心理師法案についての声明

平成26年6月16日

日本臨床心理士養成大学院協議会  
理事会



我々は、臨床心理士養成大学院のこれまでの実践に基づいて、臨床心理士若しくはこれを核とした臨床心理職の国家資格を熱望するものであります。

しかるに、この度、国会への上程が検討されており公認心理師法案につきましては、次の理由で重大な懸念がありますので、早急に結論を出さず、次の点を考慮して、臨床心理士資格を損ねることなく、これを継承するような国家資格案になるよう、慎重にご審議をして頂きますようお願いいたします。

**問題点1 「医師の指示」の範囲が資格法としては広げられすぎており、心理職による心理的な支援に支障をきたし、国民の利益を損なうおそれがあります。**

「公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない」（第41条の2）という義務等が規定されています。これまでの医療の資格法で使われてきた「医師の指示」は、医師が診療の中で診療の補助を行う職種に指示を行う場合に限定して用いられてきたと思われます。ところが、今回の公認心理師法案における「医師の指示」は医療に限定されていないので、法令間で大きな齟齬を生じさせ、また、心理的支援の過程で被支援者的人権や意思を尊重することが困難になる可能性があります。

特に医療外では医師の指示をめぐって、心理職にとっても、医師にとっても、著しく困難な問題を発生させ、心理職の心理的支援に様々な場面で支障を生じさせる危険性が高く、結果として、現在の臨床心理士等が行う心理的支援と比較して、国民に多大な不利益を

生じさせる可能性が高いと考えられます。

「医師の指示」という文言は、病院や診療所など、医師の診療において心理職が心理的支援を行う場合に限定すべきであると考えます。

### 問題点2 受験資格と業務との関係で矛盾があり、資格法として大きな難点があります。

受験資格につきまして、大学において「心理学等に関する科目を修めて卒業したものであって」所定の施設で、所定の期間、「第2条第一号から第3号までに掲げる行為の業務に従事したもの」にも受験資格を与えることが条文で定められています（第7条二）。これは本来、公認心理師の資質の認定を受けた上で行うべき業務に、不十分な資質で、何ら資質の認定も受けていない者が従事することを法律の条文として認めているという点で、資格法の趣旨そのものに反しています。

また、医師の指示条項（第41条の2）があることで、公認心理師では主治医の指示を受けることが義務とされるのに対して、同じ業務を行う無資格者は義務とされないという大きな矛盾も生じさせます。これらのことから、公認心理師資格は、現在の臨床心理士資格と比較して、心理的支援を要する国民に対して、十分な資質を担保せず、むしろ不利益を生じさせるおそれがあり、資格法として大きな難点があります。

### 問題点3 これまで、心理職として4分の1世紀にわたり、国民の間に浸透し、公的な機関においても雇用・任用が進んでいる臨床心理士資格と同水準の資質が維持される保証がありません。

およそ国家資格というものは、それまで職業として存在しなかつた業務を行う職種として新たに創設するのか、そうでなければ、すでに国民生活の中で職業としての実績のある資格等を損なわず、そ

れを尊重し、十分に継承した上で、さらに発展的に国家認定のあり方として検討した上で、国家資格として創設すべきであります。

現に、医師、看護師、助産師、教師、保育士、管理栄養士などの資格は皆そのようにしてできた資格であります。

臨床心理の領域においては、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士資格は、心理職としてすでに4分の1世紀にわたり、国民の間に浸透し、公的な機関においても雇用・任用が進んでいる資格であります。その特徴と実績は、

- ① 全国165大学院に臨床心理士養成コースがあり、国民に対して着実に修士課程修了レベルの資質を保障・担保しています。
- ② 有資格者は全国に2万8千人以上おり、25年にも及ぶ実績があり、すでに職業としてわが国の国民生活に浸透しています。
- ③ 医療・保健、福祉、教育、産業、司法・矯正の分野や、様々な被害者支援の場面など、広い領域で活動し、汎用性のある資格としては、わが国で唯一実績のある資格です。
- ④ 内閣府、文部科学省、厚生労働省、防衛省など多くの省庁や都道府県等地方自治体でも、カウンセラーや心理療法士などを採用・活用する際の資格要件となっている他、臨床心理士の名称で任用されることも多くなっています。もちろん、民間の医療機関や相談機関でも最も活用されている資格です。

というようにまとめることができます。

しかるに、今回検討されている公認心理師法案は、学問的な基盤も対人援助としての学としての臨床心理学を基幹にしていないなど、最も実績のある臨床心理士資格を継承せず、これと同じ程度の対人援助職の資質を維持させることができないことが全く期待できません。これでは、現に臨床心理士等によって行われている国民への心のケアが継承されなくなる可能性が高く、国民ユーザーまたは受益者に対して十分な資質を保証・担保するどころか、多大の不利益をもたらす可能性もあります。

国民の利益を最優先に考えて、対人援助職としての実績のある既存の資格との整合性などが見直される必要があります。

**問題点 4** 公認心理師法案については、心理学によって対人援助を行っている現任者の団体がまとまらないまま法案の骨子案ができました。心理学の団体として公認心理師法案を機関決定によって支持している団体はごく一部であります。

今回の公認心理師法案については、臨床心理士の資格の関連団体である一般社団法人日本心理臨床学会、一般社団法人日本臨床心理士会、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会、日本臨床心理士養成大学院協議会との間で、十分に意見がまとまっていたわけではありません。前二者が所属する臨床心理職国家資格推進連絡協議会と、医療心理師法案を推進していた医療心理師国家資格制度推進協議会、それに日本心理学諸学会連合という3つの団体の要望という形で心理職の国家資格（仮称心理師）が求められたのは事実ですが、3団体要望の国家資格案では、「医師の指示」条項は医療提供施設に限定されていました。公認心理師案については、一般社団法人日本臨床心理士会以外の団体が機関決定としては未承認状態のままです。

特に、心理学の学会としては日本最大である一般社団法人日本心理臨床学会では、医師の指示を医療提供施設に限定することを要望する機関決定をしております。もちろん、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会、日本臨床心理士養成大学院協議会は、法案に重要な懸念があることを表明しております。一般社団法人日本臨床心理士会においても、医師の指示条項については、引き続き医療提供施設に限定するように要望することが機関決定されています。

このように、最も実績のある臨床心理士の団体がまとまらず、機関決定による支持も得られていないまま法案化するのは、資格法を制定する上で、今後に大きな禍根を残し、国民の利益に反することになると思われます。